

フリーランス・事業者間取引適正化等法への対応について

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（2024年（令和6年）11月1日施行）においては、個人で働く特定受託事業者（フリーランス）に業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられております。

同法への対応のため、本学からの業務を受託される特定受託事業者様におかれましては、取引開始に先立ち、本学の業務発注担当者へ、特定受託事業者に該当される旨をお知らせください。

※ハラスメント相談窓口の連絡先

ハラスメント相談室

<https://www.hit-u.ac.jp/harassment/soudan.html>

※参考

公正取引委員会 フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html